

令和7年度 行政評価外部評価対象事業選定理由及び各事業における懸案事項について

	事業名	担当課	選定理由	懸案事項
1	福祉手当給付事業	長寿支援課	長寿支援課の事業は要介護認定4、5を受けた在宅高齢者を対象に手当を給付するものだが、障害福祉課が実施する福祉手当給付事業（法定受託事務）と重複して受給することが可能であり、手当の必要性、両事業が共存する必要があるか（あるとすれば併給不可とできるか等）検証が必要である。	重度要介護高齢者福祉手当の要件として、「特別養護老人ホームに入所していないこと」とある。現在特別養護老人ホームの入所要件は要介護3以上となっており、それに合わせて重度要介護高齢者福祉手当も同じ要件にし、高齢者の福祉の増進を図ることが望ましいのではないかと懸念されている。
	福祉手当給付事業	障害福祉課		福祉手当給付事業のうち、特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的措置による福祉手当については法定受託事務であるため、現時点で特段の懸案事項はない。 川口市障害者福祉手当については、対象者の増加に伴い、支給額が年々増加し続けており、制度の持続性に課題がある。
2	スポーツ協会事業	スポーツ課	スポーツ協会事業交付金により、川口マラソンや各種大会、スポーツ教室が行われ、その事業費は年々増加している。市民の健康増進が図られてはいるものの、各種大会及びスポーツ教室等の事業の費用対効果についても検証する必要がある。	スポーツ協会へ事業交付金を交付することにより、事業を実施している。 同程度の事業を実施するにも物価の高騰や人件費の増加により事業費が増大していることが懸案である。